

多 治 見 市

一 般 廃 棄 物 （ ご み 処 理 ） 基 本 計 画

平 成 2 1 年 4 月

市 民 環 境 部 環 境 課

(目 次)

はじめに	1
第1章 基本方針	3
第2章 目標年次	5
第3章 ごみの排出状況	6
第1節 ごみ処理の概要	6
1. 処理・処分対象ごみ	
2. ごみ処理体系	
第2節 排出抑制・再資源化の現状	8
1. ごみの発生抑制	
2. 収集前段階における再資源化	
3. 収集・中間処理段階における再資源化	
第3節 旧笠原町地域での排出抑制・再資源化の経緯	10
1. ごみの発生抑制	
2. 収集前段階における再資源化	
3. 収集・中間処理段階における再資源化	
第4節 収集・運搬の現況	12
1. 収集・運搬体制	
2. 収集・運搬実績	
第5節 中間処理	17
1. ごみ焼却施設の概要と処理実績	
2. ごみ焼却施設における環境測定状況	
3. 不燃性廃棄物圧縮処理施設等の概要	
4. 不燃性廃棄物圧縮処理施設の処理実績	
5. 生ごみ堆肥化及びB D F 製造施設の概要	
第6節 最終処分	25
1. 最終処分場の概要と処理実績	
第7節 現況におけるごみ処理の課題	31
1. ごみ処理基本体系	
2. 排出抑制・再資源化	
3. 収集・運搬	
4. 中間処理	
5. 最終処分	
6. 啓発と具体的行動	
第4章 ごみの処理主体	34
第5章 ごみ処理基本計画	35
第1節 排出抑制・再資源化計画	35
1. ごみの排出抑制・再資源化に関する目標	
2. 排出抑制・再資源化の方法及び資源化量	

第2節 収集・運搬計画	38
1. 収集・運搬に関する目標		
2. 収集区域と人口		
3. 収集・運搬方法及び量		
第3節 中間処理	42
1. 中間処理に関する目標		
2. 中間処理の方法		
3. 中間処理対象ごみ及び量		
4. 運転管理計画		
5. 焼却処理に伴うエネルギー回収・利用方法		
6. 焼却により発生する熔融スラグ、メタルの資源化方法		
7. 23 分別により収集された資源の処理		
第4節 最終処分計画	45
1. 最終処分に関する目標		
2. 最終処分の方法		
3. 最終処分場整備計画と長期構想		
4. 跡地利用計画		
第5節 啓発・環境教育	47
1. 啓発		
2. 環境教育		
第6節 国・県に対する要望	49

はじめに

昨今の廃棄物をめぐる社会情勢は、便利さの追求に立脚した大量生産・大量消費・大量廃棄の仕組みを反省し、循環型社会をつくり出して行こうとする動きが活発化しています。平成12年の循環型社会形成推進基本法をはじめとして法的整備が進み、ごみ減量や再資源化(リサイクル)の推進に向けた取組が、市民活動や企業活動、そして多くの自治体の具体的行動につながっています。しかし、産業廃棄物の不法投棄などの大規模不適正処理事件の頻発や、深刻化する自治体財政の中での高度処理の必要性など、大きな課題が残されていることも現実です。

以上のような認識に立ち、合併後の新しい多治見市がどのような廃棄物処理を行っていくのか、その基本的な枠組みを示していきます。

多治見市では、市民の協力を得て、昭和58年という早い時期からカン金属類、ビン類の分別収集を開始し、さらに資源集団回収(平成3年～)や生ごみ処理容器の助成制度(昭和60年～)、指定ごみ袋制(平成9年～)など、ごみ減量・再資源化の施策を推進してきました。

こうした中で、平成10年度、環境庁(現環境省)のモデル都市として「循環型社会システム構想」を策定し、ごみを資源として活用し、「脱焼却」「脱埋立て」を目標とする計画をつくりました。この計画は、年次目標を設定し、その目標毎にハード面、ソフト面を充実させて、資源化率を上げることにより、完全な循環型社会である「ごみゼロ」社会を目指しています。

その第一段階として、平成12年4月から資源ごみの種類を増やし、家庭ごみの23分別収集を始めるとともに、平成15年4月からは破碎施設を併設した直接溶融方式の焼却施設(三の倉センター)を本格稼働させ、焼却灰の溶融資源化と廃棄物発電を行っています。

また、構想策定のきっかけとなった最終処分場計画については、平成17年に候補地の地元とも建設合意に至り、平成22年度の運用開始に向けて建設工事を行っています。この施設は、焼却施設から排出される飛灰専用の最終処分場で、屋根付きの「クローズドシステム」を採用することが決まっています。

旧笠原町では、平成4年の資源分別収集の開始、平成5年の資源集団回収奨励事業など、減量・再資源化施策を整備するとともに、平成7年には各地区での分別推進やボカシの普及、環境イベントを企画運営するリサイクル実行委員会が設立され、現在も精力的な活動を続けています。

合併に際しては、原則従来の多治見市が行っていた処理体系を維持することとしましたが、旧笠原町内で行われてきた様々な取組の成果をさらに発展させるような仕組みづくりに努めています。

旧笠原町が運用していた笠原クリーンセンターは、焼却施設、資源化施設、最終処分場が一体となった施設ですが、三の倉センターで市内全域の燃やすごみを処理できることから、焼却施設については平成21年3月で運転を停止しました。

以上の状況を踏まえ、今後の多治見市のごみ減量・再資源化(リサイクル)対策を含めた廃棄物処理に対する基本的な考え方と取り組むべき方策を定めるため、ごみ処理基本計画を定めます。

平成 15 年3月

平成 19 年3月改定

平成 21 年4月改定

第1章 基本方針

私たちが現在享受している豊かな生活は、「大量生産→大量消費→大量廃棄」という一方的な流れによって形成されてきましたが、近年、廃棄物を取り巻く様々な社会問題が浮上し、その適正な処理や資源の有限性が議論されるようになりました。

循環型社会形成推進基本法などの法体系も整備され、環境への負荷を極力軽減し、「生産→消費→資源化→再商品化→消費」という循環型社会システムの構築を目指すことが、国内外の世論の主流になってきています。いわゆる持続可能な社会への転換を模索する動きであり、地球規模の視野に立った環境保全活動が広がりつつあります。

多治見市が平成10年度に、環境庁(現環境省)のモデル都市として行った「循環型社会システム構想」策定事業もこうした動きを反映したものです。地方都市という限られた地域の中で、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、計画的に数値目標を達成していく仕組みが提示されています。多治見市一般廃棄物(ごみ処理)基本計画も、この循環型社会システムの構築を基本原則とし、長期的なビジョンのもとに、ごみの発生抑制から処分までの一貫した廃棄物対策と処理体系を築き、適正処理を推進しようとするものです。

【一般廃棄物処理の基本方針】

1. 諸計画との調和

本市総合計画、合併に伴う新市建設計画、本市環境基本計画に基づいて、都市計画、土地利用計画、環境保全計画、循環型社会システム構想等の諸計画と十分に整合のとれた計画とします。

2. 発生抑制・排出抑制の推進

再資源化(リサイクル)や適正処理よりも優先して、使い捨て型の生活様式を見直し、ごみを生まない生活様式の確立を目指します。

3. 分別排出と再資源化の促進

再利用(リユース)、再資源化(リサイクル)の促進を図り、省資源、省エネルギーにつなげていくため、市民、事業者、行政が協力して、ごみの分別排出、処理過程での再資源化等を推進します。

4. 適正処理の推進

多治見市の区域内で分別排出されたごみを速やかに収集・運搬し、衛生的、効果的かつ安定的に無害化、減量・減容化、再資源化することによって、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ります。

5. 処分施設の適正化・高度化

現在の法基準、技術基準を踏まえて、適正かつ高性能な処分施設建設の推進を図るとともに、周辺環境に対する公害、災害等の防止に万全を期します。

6. 環境保全を重視した経済的で効率の良いごみ処理体系の確立

ごみ処理に当たっては、地域の環境保全に重点を置き、経済的で効率的な運営を行うことを基本として、収集・運搬・中間処理・最終処分の各処理体制を長期的展望のもとに、相互に整合のとれた体系として計画的に整備します。

7. 他自治体との連携と国・県に対する要望

不法投棄への対応など広域での対応が必要となっています。自治体単独では解決できない課題に対し、他自治体との連携を図り、国・県への要望を行っていきます。

第2章 目標年次

本計画の目標年次は、平成15年度から24年度までの10年間です。

本計画は、平成15年度に策定した多治見市一般廃棄物基本計画をもとに、平成18年度に笠原町との合併に伴う見直しを、平成20年度に社会情勢の変化等に伴う見直しを行ったものです。そのため、平成15年度を初年度とし、平成24年度を最終年度とする10年間の一般廃棄物における基本施策についての方向付けをするという位置付けは、そのまま維持します。

ごみ問題への対応策は、単にごみだけを独立させて議論できるものではなく、その背景にある経済や社会の構造や枠組みといった問題、さらには一人ひとりの生き方、生活様式にかかる問題として、環境保全、資源循環という視点から取り組んでいく必要があります。

限りある自然、資源、環境と共生できる資源循環型・環境保全型の都市を構築していくことを市民、事業者、行政の共通目標として確認するとともに、このごみ処理基本計画によりごみの排出抑制・適正処理を行っていくこととします。

第3章 ごみの排出状況

第1節 ごみ処理の概要

1. 処理・処分対象ごみ

家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物及び一部の産業廃棄物

- ・家庭系一般廃棄物・・・一般家庭から排出される廃棄物
- ・事業系一般廃棄物・・・事業活動に伴って生じる一般廃棄物

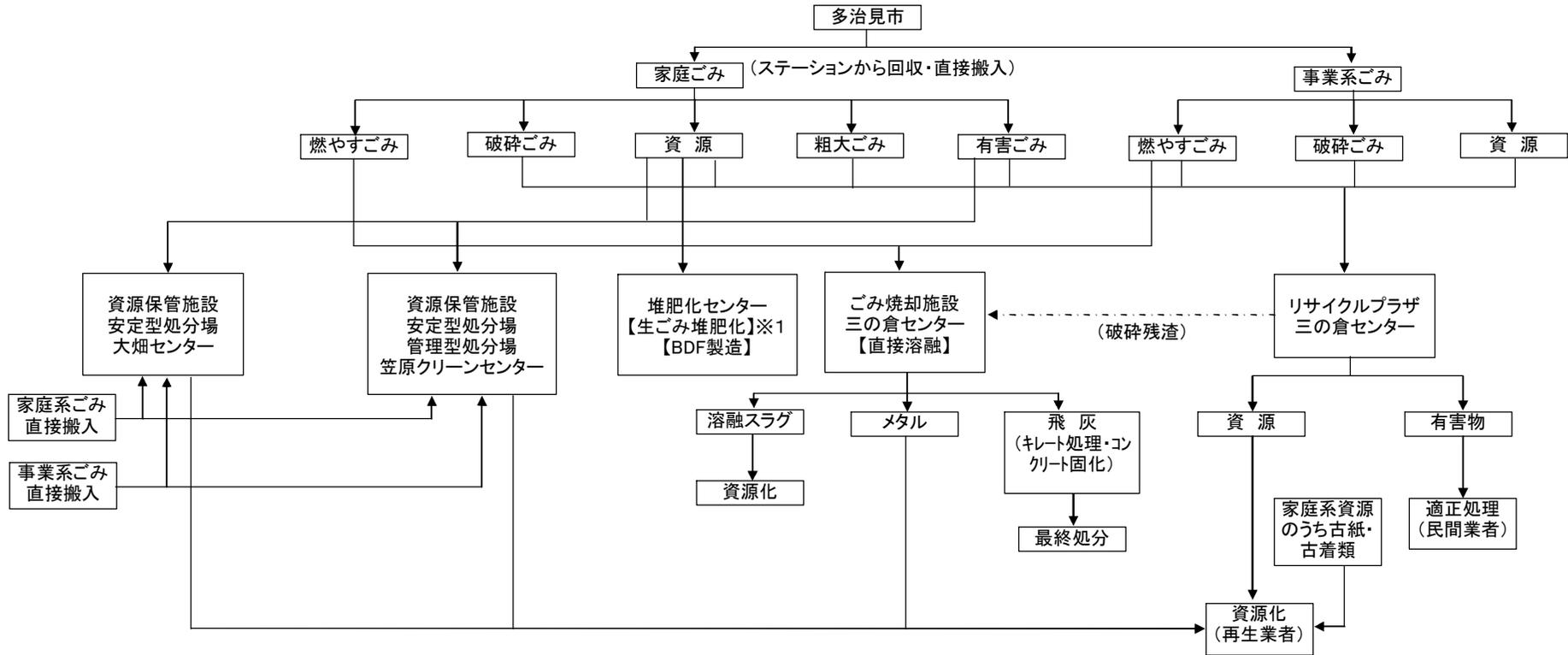
なお、産業廃棄物については、一般廃棄物の処理に支障のない範囲で処理を行います。

2. ごみ処理体系

体系図を図 3-1 で示します。

- (1) 燃やすごみ(粗大ごみを含みます。)は、ガス化溶融施設(三の倉センター)で処理します。排出されるメタルと溶融スラグは、建設材料等として再資源化されます。飛灰は、化学処理後にセメント固化し、名古屋市愛岐処分場で埋立処分されていますが、平成 22 年度からは現在建設中の最終処分施設で処理されます。
- (2) 破碎ごみ(粗大ごみを含みます。)は、破碎選別の後、金属は再資源化され、それ以外は焼却溶融処理されます。
- (3) 資源は、大畑センター、三の倉センター及び笠原クリーンセンターで保管・選別・圧縮し、民間処理業者へ引き渡し、資源化されます。また、古紙・古着類は、直接、民間業者へ搬入しています。
- (4) 有害ごみ(乾電池、水銀体温計、蛍光管)は、民間処理業者に引き渡し、無害化処理した後、再資源化・埋立処分されます。
- (5) 排出抑制、再資源化促進のため、生ごみ処理装置に対する補助制度を平成 10 年度に拡充するとともに、ボカシの普及に努めています。また、平成 3 年度から実施している古紙・古着等の資源集団回収事業を引き続き支援しています。
- (6) 少量の産業廃棄物(「多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」で定めます。)については、大畑センター、三の倉センター及び笠原クリーンセンターで受入れを行っています。
- (7) 本市の下水道処理施設から排出される下水道汚泥は、三の倉センターで焼却溶融処理(その他のごみとの混焼)されます。

図 3.1 ごみ処理体系



※1) 市内小中学校給食残滓、市民病院給食残滓及びモデル地区の家庭生ごみを対象とする。

第2節 排出抑制・再資源化の現状

1.ごみの発生抑制

平成9年1月、指定ごみ袋及び粗大ごみシールによる家庭ごみ有料化を実施しました。これを契機に市民のごみ減量に対する関心が高まり、消費者団体では、マイバッグ運動やグリーン購入など環境に配慮された商品の購入の促進に取り組んでいます。

また、平成10年度に策定された循環型社会システム構想に基づき、環境イベントの開催、環境リーダー育成事業、エコクッキング教室及びおとどけセミナーの実施等を通じたごみ減量・再資源化(リサイクル)の広報に努めています。

平成12年度には家庭ごみの23分別収集が始まり、再資源化を促進すると同時に発生抑制の動機付けにもつながっています。

平成17年7月には、廃棄物処理手数料(指定ごみ袋、持込み処理)の大幅な値上げを実施し、さらなる発生抑制にむけた取組が始まりました。

平成20年10月には、廃棄物の発生抑制・省資源化のために、一部の店舗でレジ袋の有料化が始まり、今後も拡大していく見込みです。

2.収集前段階における再資源化

(1)資源集団回収助成

平成3年4月から古紙等を集団で回収する市民団体に奨励金を交付し、回収促進を図ってきました。その結果、集団回収量は平成11年までは順調に増加しました。その後は、少子化や市による23分別収集開始の影響等で減少傾向が続いていましたが、平成17年にはごみ処理手数料改定(値上げ)の影響もあり一時的に増加しました(表3.2)。

表3.2 資源集団回収量

項目/年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
集団回収合計	3,801	4,424	4,545	4,683	4,326	4,106	3,762	3,720	3,510	4,273	4,129	3,899
段ボール	382	535	582	621	561	609	565	582	567	699	725	663
新聞	2,132	2,403	2,390	2,429	2,357	2,208	1,977	2,017	1,906	2,296	2,190	2,105
雑誌	1,008	1,188	1,273	1,315	1,161	1,124	1,046	972	894	1,087	1,037	955
牛乳パック	26	27	26	27	27	24	27	26	25	25	24	30
古着	200	208	206	219	150	71	77	63	62	113	105	104
アル缶	53	63	68	72	70	70	70	60	56	53	48	42
集団回収奨励金合計(千円)	24,226	28,288	30,441	31,187	28,968	27,437	25,309	25,004	23,618	28,082	27,422	26,016

(2)生ごみ処理装置購入補助

昭和60年度にコンポスト容器の助成制度を創設(購入額の1/3、限度額3,000円)し、昭和63年度までの4年間で952件の助成を行いました。その後、申請者減少のため中断していましたが、リサイクル意識の高まりに伴って平成4年10月に制度を充実して再開し(設置費の1/2、限度額5,000円)、さらに平成10年4月からは電気式生ごみ処理機を補助対象(購入額の1/2、限度額

20,000円)に加え、その普及に努めています。

平成10年度をピークとして申請が減ってきており、意欲のある人にはある程度普及したという判断もできますが、買換え需要の影響もあり、平成16年度、平成17年度については、助成件数が前年度実績を上回りました。しかし、その後再び減少傾向に転じていますので、より一層の普及・啓発を行うとともに、制度のあり方について検討することも必要となっています。

一方、「ボカン」の取扱いについては、平成5年12月から市による取次販売を開始し、平成6年12月から専用容器も助成対象とする等、家庭における生ごみの堆肥化を支援しています。

なお、生ごみ処理容器等への助成実績は、表3.3に示すとおりです。

表3.3 生ごみ処理容器助成実績

項目/年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
生ごみ処理機件数合計	403	237	1,509	881	482	368	210	119	148	258	192	138
コンポスター	86	53	187	121	75	63	38	31	22	32	34	22
ボカン容器	317	184										
電気式	—	—	1,322	760	407	305	172	88	126	226	158	116
助成額合計(千円)	854	456	26,707	15,185	8,221	6,173	3,443	1,681	2,427	4,518	3,162	2,323

3.収集・中間処理段階における再資源化

平成12年度から23分別による資源収集を始めました。従来のステーションではなく、新たに設けた約480か所(現在約600か所)のリサイクルステーションに、家庭からの資源が排出されます。回収はかご回収方式で、委託業者が前日にかご等を配置し、当日回収を行っています。

分別収集によって回収された資源は、再使用(リユース)又は再資源化(リサイクル)されていますが、市況の状況により、逆有償(料金を支払い引き取ってもらうこと)になるものもあります。なお、資源化実績(持込み)を表3.4に、資源化実績(収集)を表3.5に示します。

表3.4 資源化実績(持込み)

項目/年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19
持込み紙・布類	256	150	174	185	299	234	321	300	304
持込み資源(※1)	433	384	381	427	355	457	777	301	249
合計	689	534	555	612	654	691	1,098	602	553

※1 金属、ビン、プラスチック類

表 3.5 資源化実績(収集)

項目/年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19
紙類回収量	—	1,468	1625	1,657	1,948	2,150	2,272	2,617	2,570
新聞紙チラシ	—	675	790	830	1,005	1,149	1,161	1,293	1,234
雑誌類(含雑紙)	—	568	577	565	652	693	794	946	952
段ボール	—	207	243	248	275	291	295	360	368
牛乳パック	—	18	15	14	16	17	22	18	16
布類回収量	—	101	68	70	83	86	92	112	112
収集ガラスビン類	1,035	811	747	735	741	701	756	718	647
カレット合計(※1)	—	796	731	720	749	719	778	750	795
白(無色)	—	396	389	355	399	379	410	386	374
茶	—	276	252	271	258	251	276	252	260
緑	—	62	36	49	43	42	32	52	61
その他色	—	49	40	34	39	47	60	60	100
生きビン類(千本)	95	87	43	36	34	31	24	26	21
収集金属類	751	418	430	376	390	477	452	534	341
スチール	—	356	353	303	—	—	—	—	—
アルミ	—	62	77	73	—	—	—	—	—
飲料缶	—	—	—	—	140	136	118	239	82
その他金属	—	—	—	—	250	341	334	295	259
プラスチック類(※2)	78	198	219	220	203	214	253	234	234
白色トレイ	—	22	22	19	17	15	16	17	16
色柄トレイ、発泡スチロール	—	29	30	32	34	36	33	34	35
ペットボトル	78	147	167	169	152	163	204	183	183
廃食用油	—	16	20	20	23	22	25	61	58
合計	1,864	3,011	3,109	3,078	3,388	3,650	3,850	4,276	3,962

※1,2 出荷量。

注1 旧笠原町は、飲料缶とその他金属を金属として同品目で回収計量

第3節 旧笠原町地域での排出抑制・再資源化の経緯

平成 18 年 1 月に多治見市と笠原町が合併し、新たな多治見市として廃棄物減量等に取り組んでいます。ここでは、旧笠原町地域で取り組まれてきた実績を以下に記します。

1. ごみの発生抑制

平成 4 年の資源分別収集の開始、平成 5 年の資源集団回収奨励事業など、減量・再資源化施策を整備するとともに、平成 7 年には各地区での分別推進やボカシの普及、環境まつり等を企画運営するリサイクル実行委員会が設立され、精力的な活動を続けています。

2. 収集前段階における再資源化

(1) 一般廃棄物減量等推進員・リサイクル実行委員会

一般廃棄物減量等推進員の制度は、平成 4 年 4 月に 30 人で始まりました。一般廃棄物の排出抑制、再生品使用等による廃棄物再利用及び廃棄物の分別排出などにより、廃棄物の減量及びその適正な処理が図られるよう町施策への協力その他の活動を行うことを目的としています。

リサイクル実行委員会は、平成 7 年 5 月に一般廃棄物減量等推進実行委員会として 36 人で発足、平成 8 年 6 月から現在の名称になりました。地域の廃棄物の減量化、リサイクルの推進、ボカシ事業の運営、会員の研修、地域への普及啓発、一般廃棄物減量等推進員への協力を目的としています。

(2)資源集団回収助成

小・中学校等による資源回収は古くから行われてきましたが、平成5年度に笠原町資源集団回収事業奨励金交付要綱が施行され、再資源化(リサイクル)の推進を行ってきました。一般廃棄物のうち再利用できるものを集団で回収する事業を実施する町民の団体に対して、奨励金を交付することにより廃棄物の分別促進と資源回収意識の高揚を図ることを目的としています。

表 3.6 に資源集団回収量の推移を示します。

表 3.6 資源集団回収量(旧笠原町)

年度	単位t									
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
新聞	226.9	245.6	246.1	291.5	248.9	329.7	260.6	278.9	246.6	246.3
雑誌	109.7	122.0	141.7	164.9	116.4	160.6	119.5	130.1	118.1	102.4
段ボール	67.4	67.7	81.6	84.6	77.8	107.8	102.9	92.6	86.0	76.9
布類	28.6	29.7	32.1	34.0	26.6	33.5	24.1	25.5	22.3	22.9
紙パック	1.8	0.7	0.6	1.5	1.2	3.2	1.1	1.2	1.0	0.9
金属類	3.5	3.5	3.8	5.4	1.9	2.8	1.9	1.6	2.1	1.1
ビン類	17.5	17.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(3)生ごみ処理装置購入補助

平成11年度から電気式生ごみ処理機購入に対する補助(購入額の1/2、20,000円限度)を実施してきました。

一方、ボカシは、平成7年1月に一般廃棄物減量等推進員で実施した町民アンケートにより、ボカシ利用者が25%いることから平成7年5月に一般廃棄物減量等推進実行委員会が結成され、ボカシの普及活動に取り組むこととなり、笠原町クリーンセンター地内に50㎡のプレハブの作業場を建設し生産を開始しました。以後かさばらリサイクル実行委員会に名称変更し、毎月第1,3木曜日に活動しています。また様々な行事を通してボカシ作りを広めてきました。

3.収集・中間処理段階における再資源化

資源ごみは昭和54年度にビン・缶の分別を開始して以来、その回収量を順調に伸ばしてきました。平成4年度には空き缶プレス機を設置して減容化を可能とし、効率の良い再資源化(リサイクル)に努めてきました。

表 3.7 に資源ごみの収集量と直接クリーンセンターに搬入された量を示します。

表 3.7 資源化実績(収集)(旧笠原町)

年度		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
金属	収集	72	66	72	67	65	66	60	56	46	106
	搬入	79	73	91	171	197	277	289	339	321	177
ビン	収集	112	128	133	95	87	84	75	68	63	104
	搬入	48	41	54	119	130	206	229	263	261	138
その他	収集	0	0	0	0	0	18	19	21	26	24
	搬入	29	23	20	51	80	127	126	144	144	107

※その他の収集には、拠点回収で収集したペットボトル、紙パックが含まれる。

※平成11年度以前のその他の搬入には、段ボール、古紙が含まれる。

※平成11年度以降のその他の搬入には新聞、雑誌、段ボール、紙パック、布類、ペットボトルが含まれる。

第4節 収集・運搬の現況

1. 収集・運搬体制

(1) 計画収集区域

計画収集区域は、行政区域全域の 91.24ha とします。

(2) 計画収集人口

過去 10 年間の行政区域内人口、計画収集人口は、表 3.8 に示すとおりです。

なお、家庭ごみの全量を自家処理(焼却・埋立て)している家庭はないことから、平成 6 年度からは自家処理人口をゼロとして、行政区域内人口と計画収集人口を同数としました。

表 3.8 計画収集人口

区分/年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
行政区域内人口	105,272	105,709	106,086	106,154	106,102	105,877	105,978	107,950	117,398	117,654
計画収集人口	105,272	105,709	106,086	106,154	106,102	105,877	105,978	107,950	117,398	117,654
自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

なお、平成 20 年4月現在の行政区域内人口及び計画収集人口はともに 117,508 人、自家処理人口はゼロとなっています。

(3) 収集対象ごみの分別区分と排出方法

収集対象ごみの分別区分と排出方法は表 3.9 に、収集車両の内訳は表 3.10 に示すとおりです。

平成 18 年 7 月 1 日からは、笠原町地区を含めた全市域において、多治見市の分別及び排出方法に切り替えています。ただし、収集方法については、燃やすごみ及び破碎ごみは旧多治見市区域が直営収集、旧笠原町区域が委託収集、資源は市内全域が委託収集で、三の倉センター又は大畑センターに搬入としています。

表 3.9 収集ごみの分別方法と排出方法

排出区分		収集回数	排出方法	収集車両	搬入先	
カン・金属類	飲料缶(アルミ・スチール)※1 ^{リットル} まで	月1回	リサイクルステーションへ排出	委託による	三の倉センター	
	その他金属(アルミ・スチール)※1 ^{リットル} 超の飲料缶含む。				三の倉センター 大畑センター	
紙類	新聞紙・折込チラシ	月1回	リサイクルステーションへ排出	委託による	民間ストックヤード	
	雑誌類・ざつ紙類					
	段ボール					
	飲料用紙パック					
布類	布・古着類	月1回	リサイクルステーションへ排出	委託による	民間ストックヤード	
ビン類	ビールビン	月1回	リサイクルステーションへ排出	委託による	三の倉センター	
	一升ビン					
	無色ビン	月1回	リサイクルステーションへ排出	委託による	三の倉センター	
	茶色ビン					
	緑色ビン					
	黒色ビン					
その他色ビン・ガラス製品(化粧ビン含む。板ガラスを除く。)						
ペット・発泡類	ペットボトル	月1回	リサイクルステーションへ排出	委託による	三の倉センター	
	白色発泡トレイ				大畑センター	
	色・柄発泡トレイ、発泡スチロール					
廃食用油	廃食用油	3か月に1回	リサイクルステーションへ排出	委託による	堆肥化センター	
有害ごみ	乾電池・水銀体温計	3か月に1回	リサイクルステーションへ排出	委託による	三の倉センター	
	蛍光管					
燃やすごみ		週2回	指定ごみ袋を使用し、ステーションへ排出	パッカー車	三の倉センター	
破砕ごみ		月1回	指定ごみ袋を使用し、ステーションへ排出	パッカー車	三の倉センター	
粗大ごみ		品目により燃やすごみ、破砕ごみのいずれかに排出		粗大ごみシールを貼って、ステーション又はリサイクルステーションへ排出	パッカー車	三の倉センター

※資源(カン・金属類、紙類、布類、ビン類、ペット・発泡類、廃食用油及び有害ごみ)の収集は、平成21年度から委託による収集となったため、収集車両は委託事業者の運用によります。

表 3.10 収集車両の内訳

区分	積載量	台数	使用区分
パッカー車	3t	6台	燃やすごみ、破砕ごみの併用
	4t	7台	
	5.5t	3台	
低床トラック	2t	2台	運搬用 ※資源収集の委託に伴い一部廃車予定
	3t	7台	
	4t	1台	
軽トラック	0.4t	1台	燃やすごみ、破砕ごみの併用
計		27台	

※笠原町地区については、家庭ごみの委託収集を行っているため委託事業者がパッカー車を2台(3t車1台・2t車1台)とダンプ車2台(3t車1台・6t車1台)を保有しています。

2.収集・運搬実績

(1)家庭系ごみ

ごみの排出量は、生活様式の多様化により人口増加率を超える伸びで年々増加していましたが、平成9年1月に導入した指定ごみ袋制により、一定量の減少がありました。その後は若干増加傾向で推移し、平成15年度にピークに達した後、平成19年度まで毎年減少しています。

平成12年度から開始された家庭ごみの23分別収集により、最終的にごみとして出されるものの資源化を図り、市民の分別排出、行政の合理的回収・資源化の役割分担を明確にしましたが、平成13年度以降微増傾向が続いており、更なる23分別収集の徹底と、新たなごみ減量策の実施が必要な状況となっていました。

こうした状況のなか、平成15年4月にコークスベッド式直接熔融炉を備えた新焼却施設が本格稼働(三の倉センター)したことにより、従来埋立処理をしていた資源化できないプラスチック等を熔融処分することとなったため、埋立処分量については大幅に減少しました。

また、平成17年7月には、更なるごみ減量と23分別収集の徹底を目指して、廃棄物処理手数料(ごみ袋料金等)の大幅な値上げを実施したことにより、燃やすごみの収集実績について、前年同月比で数%程度の減少傾向を示しているとともに、資源回収量、とりわけ紙類の回収量が大幅に増加しました(図3.11)。

多治見市区域における、1年間の総収集ごみ量は平成19年度実績が25,439t(資源含む)で、市民1人1日当たり592g排出していることとなります。

1人1日当たりのごみ排出量をみると、昭和61年度の569gから平成8年度の710gへと約25%増加しています。しかし、平成9年1月に指定ごみ袋制を導入してからは、市民1人1日当たり排出量612g(平成9年度)と大幅に減少しました。その後は、若干増加傾向で推移し、平成15年度に692gとピークに達した後は毎年減少し、平成19年度では592gとなっています。なお、収集運搬実績を表3.12、表3.13に示します。

表 3.11 分別収集資源の変化(旧多治見市)

	16年度	17年度 (旧多治見市)	17年度 (旧笠原町)	増減率 (%)
ビン類	239.90	247.26	8.92	6.8
プラ類	89.08	88.03		▲ 1.2
金属類	169.01	140.25	6.31	▲ 13.3
紙類	686.79	808.38		19.4
古着	24.65	27.63		12.1
その他	18.40	20.15		9.5
合計	1,227.83	1,331.70	15.23	9.7

表 3.12 収集運搬実績

(単位:t)

年度/項目	10	11	12	13	14	15	16	17※1 (旧多治見市)	17※2 (旧笠原町)	18	19
家庭ごみ総収集量	24,621	24,304	24,581	25,458	25,405	26,809	26,204	25,079	1,675	26,448	25,439
一人一日総排出量(g)	638	627	633	656	656	692	676	647	400	613	592
一人一日あたりのごみ量(g)	592	582	557	575	576	604	582	551	384	517	500
可燃ごみ	19,505	19,179	18,207	18,837	18,788	22,828	22,140	20,991	1,489	21,766	21,160
資源物	1,872	1,864	3,012	3,109	3,083	3,388	3,650	3,710	105	4,292	3,962
埋立ごみ									64	23	-
粗大ごみ	3,244	3,261	3,322	3,470	3,491	-	-	-	14	6	-
破碎ごみ	-	-	-	-	-	544	366	317	-	294	262
有害ごみ	0	0	40	42	43	49	48	61	3	67	55

※一日あたりのごみ量→資源量を外したごみ量。

表 3.13 収集運搬実績(旧笠原町)

単位:t

年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17
家庭系 収集ごみ	1,424	1,560	1,684	1,742	1,939	1,865	1,810	1,704	1,780
直営収集	25	31	27	35	20	13	12	12	16
直接搬入	769	623	403	595	707	763	886	895	969
合計	2,218	2,214	2,114	2,372	2,666	2,641	2,708	2,611	2,765

(2) 事業系ごみ

燃やすごみ、破碎ごみ及び資源のうち、事業系のものについては、持込みを原則としており、現在 13 社の一般廃棄物収集運搬許可業者及び直接搬入によって、11,401t(平成 19 年度)の一般廃棄物が持ち込まれています。このなかで、燃やすごみは飲食店及び大規模店舗等の事業所の増加により著しい伸びを示しており、10 年前と比べて 1 割程度増加しています。今後は、事業系の持込みごみの減量化が課題となっています。

なお、本市の場合は、陶磁器関連産業が地場産業となっているため、その支援と適正処理の観点から、産業廃棄物の併せ処理(「多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により多治見市の一般廃棄物処理施設で受け入れることができる産業廃棄物を一般廃棄物と一緒に併せて処理をしています。)をしています。事業系一般廃棄物量、産業廃棄物量の実績を表 3.14、表 3.15 に示します。

表 3.14 事業系一般廃棄物量、産業廃棄物量の実績

(単価:t)

項目/年度	12	13	14	15	16	17	18	19
一般廃棄物合計	12,877	11,605	12,227	13,267	12,860	13,649	13,035	11,401
可燃(燃やすごみ)合計	9,251	9,552	10,084	11,973	11,995	12,942	12,389	10,810
許可業者	6,941	6,930	7,255	8,195	8,367	9,534	8,139	8,544
事業所等	2,310	2,622	2,829	3,778	3,628	4,384	4,250	2,266
不燃(埋立て)合計	3,626	2,053	2,143	1,145	748	564	339	237
許可業者	1,898	802	766	149	121	51	36	15
事業所等	1,728	1,251	1,377	996	627	513	303	217
破砕合計	-	-	-	149	117	143	307	94
許可業者	-	-	-	14	11	4	3	4
事業所等	-	-	-	135	106	139	304	90
産業廃棄物合計	3,593	2,340	2,635	3,096	2,402	3,704	2,762	2,466

※平成15年度に三の倉センターが稼動したことにより、埋立量が減少

表 3.15 事業系一般廃棄物量、産業廃棄物量の実績(旧笠原町)

単位:t

年 度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
事業系										
収集ごみ	0	0	0	72	52	72	86	111	149	113
直営収集	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直接搬入	1,560	1,369	1,699	1,365	1,068	1,386	1,258	1,658	1,266	759
合 計	1,560	1,369	1,699	1,437	1,120	1,458	1,344	1,769	1,415	872

※平成11年以降の事業系収集ごみは、許可業者による収集ごみ

(3)家電4品目の引取状況

平成13年度からは特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づいて、排出者が処理していますが、依頼がある場合は排出者から料金を徴収した上で、大畑センター及び笠原クリーンセンターで引き取り、メーカーの指定引取場所へ搬入を行っています。

平成19年度までの引取実績を表3.16、表3.17に示します。

表 3.16 引取実績(大畑センター)

単位:台

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計(品目)
冷蔵庫	14	24	47	22	20	21	9	157
洗濯機	11	31	27	24	15	19	12	139
テレビ	40	77	106	38	35	39	27	362
エアコン	3	34	17	6	13	8	2	83
合計(年度)	68	166	197	90	83	87	50	

表 3.17 引取実績(笠原クリーンセンター)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計(品目)
冷蔵庫	9	15	13	16	21	18	23	115
洗濯機	5	5	19	17	11	13	15	85
テレビ	22	35	38	43	42	25	55	260
エアコン	2	8	0	7	11	4	7	39
合計(年度)	38	63	70	83	85	60	100	

第5節 中間処理

本市の中間処理施設は、ごみ焼却施設(三の倉センター)、ビン手選別カレット化施設及びペットボトル減容処理施設(リサイクルプラザ)及び生ごみ堆肥化とBDF(Bio Diesel Fuel)製造施設(堆肥化センター)です。

三の倉センターは、平成15年4月からコークスベッド式直接熔融炉が稼動しています。処理能力は170t/日であり、燃やすごみのほか、下水汚泥も焼却しています。また、焼却炉から排出される熔融スラグ、メタルは再資源化(リサイクル)しており、飛灰についてはキレート処理した後、コンクリート固化し最終処分場へ搬入しています。

大畑センターでは、トレイの手選別作業を行っています。

笠原クリーンセンターは、平成11年3月に竣工しました。同センター内に併設のリサイクルセンターでは、缶類、ビン類等持込み資源の一時保管をしています。なお、焼却炉(処理能力18t/日)は、合理化のため、平成21年3月に焼却を停止しました。

平成18年1月からは、堆肥化センターが稼動し、小中学校及び市民病院の給食から排出される残菜や残飯、モデル地区住民の協力により集められた生ごみの堆肥化及び23分別により収集された廃食用油からのBDF製造を開始しました。

1.ごみ焼却施設の概要と処理実績

(1)ごみ焼却施設の概要

多治見市のごみ焼却施設、三の倉センターの概要を表 3.18 に示します。

表 3.18 三の倉センターの概要

名称	三の倉センター(リサイクルプラザ)
所在地	多治見市三の倉町猪場37番地
計画処理能力	170t/日(85t/24h×2系列)
処理対象物	一般都市ごみ (130t/日) 下水汚泥 (38t/日) し尿汚泥 (2t/日)
炉形式	コークスベッド式直接溶融炉方式
①受入れ・供給設備	ピット・アンド・クレーン全自動(ごみピット 910t) 汚泥受入投入装置
②焼却設備	コークスベッド式直接溶融炉方式(1700℃～1800℃)
③燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ式
④排ガス処理設備	バッグフィルター 乾式塩化水素除去装置 ダイオキシン除去装置(活性炭噴霧) NOx除去装置(触媒脱硝装置)
⑤排水処理	場内循環使用(クローズドシステム)
⑥通風設備	平衡通風方式
⑦余熱利用設備	発電(余剰分は電力会社へ売電)
⑧溶融物処理設備	コンベヤバンカ方式
⑨飛灰処理設備	薬剤処理バンカ方式
リサイクルプラザ	処理能力 34t/日 破砕施設(1次・2次破砕機)25t/日 資源化施設 3t/日 びんストックヤード 6t/日 再生施設(家具・自転車)
敷地面積	40,500m ²
建築年度	着工 平成12年8月
建設年度	竣工 焼却場 平成15年3月 (リサイクルプラザの一部は平成17年3月完成)
設計・施工	新日本製鉄株式会社
総事業費	約 127億円

(2)ごみ焼却実績

三の倉センターのごみ焼却実績を表 3.19 に、笠原クリーンセンターのごみ焼却実績を表 3.20 に示します。

表 3.19 ごみ焼却実績(三の倉センター分)

(単位:t)

区分/年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
三の倉センター搬入量	27,227	28,075	27,685	27,508	28,275	29,757	42,806	42,197	41,944	41,300	41,586
三の倉センター焼却量	26,752	27,832	27,282	27,143	28,066	16,870	43,458	42,896	41,306	43,812	40,210
可燃(燃やすごみ)	26,752	27,832	27,282	27,143	28,066	16,870	36,559	37,421	34,554	34,732	31,731
下水・し尿汚泥	-	-	-	-	-	-	6,899	5,475	6,752	9,080	8,479
1日当焼却量 (t/日)	95.9	108	110	109	116	105	152	148	143	140	155
年間稼働日数(日)	279	257	248	250	242	160	285	286	289	312	260
稼働時間 1,2号延	8,003	8,468	8,331	8,798	9,051	5,243	13,683	13,728	13,627	14,483	12,559
副資材(コークス使用量)	-	-	-	-	-	-	3,595	3,276	3,109	3,410	3,034
スラグ搬出量	-	-	-	-	-	-	4,630	4,047	3,584	3,671	3,093
メタル搬出量	-	-	-	-	-	-	662	566	534	515	496
焼却灰量	2,913	3,115	3,096	2,973	3,124	1,921	-	-	-	-	-
処理灰(飛灰)	-	-	-	-	-	-	2,495	2,473	2,368	2,443	2,363
使用水量 (m ³)	48,485	53,579	52,488	48,585	54,890	33,800	46,354	44,126	42,004	43,397	42,039
使用電力量 (MWh)	1,332	1,376	1,358	1,397	1,378	826	13,493	12,174	11,630	12,221	11,237
発電量(MWh)	-	-	-	-	-	-	10,632	11,653	10,751	11,473	10,484
送電量(MWh)	-	-	-	-	-	-	255	1,197	1,023	1,059	1,013

表 3.20 ごみ焼却実績(笠原クリーンセンター分)

処理量:t

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
可燃ごみ	2,401	2,415	2,751	2,607	2,906	2,812	2,641	2,229	2,785
破碎残渣	231	276	494	504	584	729	739	144	230
焼却量	1,030	2,632	2,691	3,245	3,110	3,490	3,380	2,932	3,241

※破碎残渣:不燃ごみと粗大ごみを破碎処理した後の可燃ごみ

2.ごみ焼却施設における環境測定状況

三の倉センター、笠原クリーンセンターでは、周辺環境保全のため排ガス検査等を定期的に行い監視に努めています。なお、三の倉センターの調査結果を表3.21、表3.22に、笠原クリーンセンターの調査結果を表3.23示します。

表 3.21 三の倉センターのダイオキシン調査結果
焼却施設

検査日	炉別	排ガス (ng-TEQ/m ³ N)	飛灰 (ng-TEQ/g)	飛灰処理物 (ng-TEQ/g-dry)	スラグ (ng-TEQ/g-dry)	主灰 (ng-TEQ/g)
H12.7.26	1号	4.2	8.1	—	—	0.0074
	2号	6.5	3.6	—	—	0.020
H13.8.30	1号	5.5	27.0	—	—	0.0045
	2号	5.5				
H14.9.30	1号	3.0	26.0	—	—	0.0290
	2号	7.4				
H15.10.31	1号	0.0087	—	0.99	0.0026	—
	2号	0.021				
H16.12.27	1号	0.00018	—	0.90	0.00000024	—
	2号	0.00051				
H17.9.29～30	1号	0.000063	—	0.34	0	—
	2号	0.000051				
H18.10.24～25	1号	0.005200	—	0.34	0.000006	—
	2号	0.009300				
H19.10.24	1号	0.017000	—	0.49	0	—
	2号	0.030000				

※排ガス基準 80ng-TEQ/g(平成14年11月まで)、5ng-TEQ/g(平成14年12月1月から)

※排ガス(三の倉センター自主基準0.05ng-TEQ/m³N)

表 3.22 三の倉センターの周辺土壌

検査日	採取場所	土壌 (pg-TEQ/g)
H12.1.7	三の倉町西洞民地	6.1
H12.10.24	地球村テニスコート奥公園	4.1
H13.9.21	三の倉運動広場	6.3
H14.7.29	三の倉町西洞地内	1.7
H15.8.25	三の倉センター周辺	2.5
H16.6.11	地球村テニスコート東側山林内	10.0
H17.6.17	三の倉センター周辺	8.8
H18.6.28	三の倉センター周辺	8.2
H19.6.28	三の倉センター周辺	0.0096

※土壌基準暫定ガイドライン 1,000pg-TEQ/g

表 3.23 笠原クリーンセンターの調査結果

ダイオキシン測定状況

(単位:ng-TEQ/m³N)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1号炉	0.007	0.046	0.099	0.110	0.110	0.083	0.200	0.130	0.420
2号炉	0.002	0.027	0.264	0.041	0.120	0.049	0.120	0.160	0.063

備考:ダイオキシン類の基準は、10ng-TEQm³Nなので大きく下回っている

ばいじん測定状況

(単位:g/m³N)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1号炉	0.003未満	0.002未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.012未満	0.037	0.014	0.020
2号炉	0.003未満	0.002未満	0.001未満	0.002未満	0.003未満	0.015未満	0.015未満	0.012	0.020

備考:ばいじんの基準は、0.05g/m³N以下なので大きく下回っている

硫黄酸化物測定状況

(単位:m³N/h)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1号炉	—	0.132	0.086	0.098	0.040	0.052	0.052	0.042	0.050
2号炉	—	0.147	0.052	0.130	0.063	0.057	0.057	0.049	0.050

備考:硫黄酸化物はK値規制であるが、酸素換算値ではおよそ15.5~16.5m³N/h前後であるので大きく下回っている

窒素酸化物測定状況

(単位:volppm)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1号炉	110	67	74	62	77	98	130	81	29
2号炉	162	70	78	83	88	58	96	77	74

備考:窒素酸化物の基準値は、250ppm以下なので大きく下回っている。

塩化水素測定状況

(単位:mg/m³N)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1号炉	155	21	27	18	3	2	3	2	3
2号炉	264	11	24	15	2	2	15	7	2

備考:塩化水素の基準値は、700mg/m³N以下なので大きく下回っている

3.不燃性廃棄物圧縮処理施設等の概要

(1)不燃性廃棄物圧縮処理施設(大畑センター)

建築面積 306 m²

処理能力 30t/5h

竣工 昭和 47 年 6 月 ※平成 21 年3月で運用を停止しました。

(2)不燃性・粗大ごみ処理設備(笠原クリーンセンター)

処理能力 2.2t/5h

平成 11 年 4 月稼動 ※平成 21 年3月で運用を停止しました。

(3)ビン類処理設備(笠原クリーンセンター)

処理能力 1.4t/5h

平成 11 年 4 月稼動

(4)ペットボトル減容機(笠原クリーンセンター)

処理能力 0.3t/h(ペットボトル)

0.21t/h(その他プラスチック容器)

平成 11 年 4 月稼動 ※平成 21 年 3 月で運用を停止しました。

(5)その他の機器

・蛍光管クラッシャー(三の倉センター)

処理能力 3,000 本/h

平成 13 年度から稼動

・蛍光管クラッシャー(笠原クリーンセンター)

平成 11 年度から稼動 ※平成 21 年 3 月で運用を停止しました。

・フロン回収機(三の倉センター)

平成 7 年度から稼動

※平成 13 年度からは、家電リサイクル法施行のためフロン回収は行っていません。

4 不燃性廃棄物圧縮処理施設の処理実績

(1) 不燃性廃棄物圧縮処理

大畑センターにおける処理実績を表 3.24 に示します。

表 3.24 不燃性廃棄物圧縮等処理実績(平成 21 年 3 月停止)

	(単位:t)											
	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
収集金属類	886	755	776	751	418	430	381	250	278	246	260	207
スチール	—	—	—	—	356	353	—	—	—	—	—	—
アルミ	—	—	—	—	62	77	—	—	—	—	—	—
その他金属	—	—	—	—	—	—	381	250	278	246	260	207
持込金属	369	395	416	433	384	381	286	163	112	225	36	19
合計(年度)	1,255	1,150	1,192	1,184	802	811	667	413	390	471	296	226

(2)不燃性・粗大ごみ処理設備

笠原クリーンセンターでは、「不燃ごみ」や「粗大ごみ」の中の家電製品類を破砕処理し、金属類を取り出していましたが、平成 21 年 3 月の焼却炉停止に伴い、運用を停止しました。なお、稼動時間実績を表 3.25 に示します。

表 3.25

	処理量:t								
	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
運転時間	433	416	659	551	507	556	526	421	314
処理量	191	183	290	242	223	245	231	183	231

(3)ビン類処理設備

笠原クリーンセンターでのビン類処理実績を表 3.26 に示します。

表 3.26 ビン類処理設備実績

単位:t

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
処理量	78	67	107	109	91	65	91	22	22

(4)ペットボトル減容機

笠原クリーンセンターでのペットボトル減容器の処理実績を表 3.27 に示します。なお、平成 21 年 3月に運用を停止しました。

表 3.27 ペットボトル減容機実績

単位:t

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
処理量	10	10	16	15	23	28	30	24	23

(5)その他の機器

・蛍光管クラッシャー(三の倉センター)の処理実績を表 3.28 に示します。なお、平成 21 年3月に運用を停止しました。

表 3.28 蛍光管破碎機処理実績

単位:t

品目/年度	12	13	14	15	16	17
蛍光管	11	15	14	18	18	21

旧笠原町は、蛍光管と乾電池を合わせて計量していたため、個々のデータなし。

・フロン回収機の処理実績(三の倉センター)を表 3.29 に示します。

表 3.29 フロン回収機の処理実績

	処理品目(台数)		フロン回収量(kg)	
	冷蔵庫	エアコン	フロンR12 (冷蔵庫)	フロンR22 (エアコン)
7年度	424	362	16	55
8年度	826	362	40	114
9年度	884	276	37	96
10年度	884	276	34	96
11年度	920	291	43	113
12年度	1,479	782	40	230
合計	5,417	2,349	210	704

5. 生ごみ堆肥化及びBDF製造施設の概要

循環型社会システム構想の推進には、現行の燃やすごみの約3割を占める生ごみの資源化が不可欠です。焼却炉において生ごみを焼却処理することも可能ですが、少しでも資源化を促進するために、平成18年1月から堆肥化センターの運用を開始し、堆肥化・バイオマス等の生ごみの資源化方法について、学校給食や市民病院給食の残渣をもとに、モデル地区住民の協力も得ながら調査、研究を進めています。

また、23分別収集等で回収される廃食用油(植物性)をBDFとして精製し、一部の収集車用燃料として利用しています。

なお、堆肥化センターの概要を表3.30に、堆肥化及びBDF製造実績を表3.31に示します。

表 3.30 堆肥化センター概要

名称	堆肥化センター
所在地	多治見市三の倉町猪場37番地
型式①	堆肥化プラント
公称能力	1トン/日(1トン/24h×1系列)
型式②※	ME. X. チェンジャーME100型
公称能力	100リットル/日(100リットル/24h×1系列)

※BDF製造装置

表 3.31 堆肥排出量及びBDF製造量

項目/年度	18	19
堆肥化プラント		
搬入量(kg)	113,220	131,600
排出量(kg)	45,135	87,500
BDF製造施設		
搬入量(リットル)	39,100	35,700
製造量(リットル)	32,700	29,700

第6節 最終処分

1.最終処分場の概要と処理実績

本市における最終処分場は、安定型処分場の大畑センター、管理型・安定型処分場併設の笠原クリーンセンターがあります。

旧笠原町との合併以前、管理型処分場を保有していない本市の最終処分は、名古屋市愛岐処分場に依存しており、ごみ焼却施設からの焼却残渣や収集された埋立てごみ(粗大ごみ含みま

す。)を埋め立てていました。その後、平成15年度には焼却施設(三の倉センター)を更新し、熔融炉を導入したことにより、従来埋立処分されていた廃プラスチック・ビニール類を焼却することとなったため、熔融炉から発生する飛灰のみを名古屋市愛岐処分場に持ち込んでいました。

こうした最終処分の状況を改善し、区域内の廃棄物は自己処理するという原則を実現するため、平成22年度稼働を目途に、クローズド・システム(屋根付きで雨水を場内に入れない仕組み)による最終処分場の建設を行っています。

(1)大畑センターの概要

大畑センター(安定型最終処分場)は、昭和47年6月に開設され、現在は、家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物が埋立処分されています。

産業廃棄物については、少量に限り、受入れをしています。大量の産業廃棄物排出事業者には、民間産業廃棄物最終処分場へ搬入するよう指導しています。なお、大畑センター最終処分場の概要を表3.32に示します。

表 3.32 大畑センター最終処分場の概要

名称	大畑センター
所在地	多治見市大畑町大洞48-2
開設	昭和47年6月
総面積	114,771㎡
埋立面積	81,888㎡
埋立容量	2,320,729m ³
排水処理	無し
その他の施設	圧縮処理施設 30t/5h 305㎡ 資源ストックヤード 410㎡
保有車両	コンパクター 1台、ブルドーザー 1台、ショベルローダー 1台 リーチローダー 1台、パワーショベル 2台、ダンプ 3台 散水車 1台

(2)笠原クリーンセンター最終処分場の概要

一般廃棄物最終処分場は、昭和40年1月に開設し、現在に至っています。安定型最終処分場、管理型最終処分場、浸出水処理施設があり、有害物質等が周辺環境を汚染しないように工夫さ

れています。

管理型最終処分場は、平成7年3月20日に竣工した埋立面積6,100㎡、埋立容積30,000㎡の施設で埋立方法は、準好気性埋立構造、サンドイッチ工法であり、埋立期間は15年で、平成21年まで埋立てを行う予定です。埋立物の種類は、焼却灰、不燃ごみ、汚泥です。埋立地から出る浸出水は、超軟質塩化ビニールシートで土壌には染み込まないようにしており、浸出水処理施設にて処理しています。

また、浸出水処理施設は、管理型埋立地より出る汚水を無害なものに処理するため、管理型埋立地と同時に建設し、処理能力は1日あたり25m³です。流入した原水は調整槽で空気を吹き込み、腐敗、臭気の発生を防ぎます。次に、1回目の凝集沈殿を行います。その後、接触曝気槽、2回目の凝集沈殿を経て、ろ過を行い、消毒後市之倉川に放流されます。

安定型最終処分場は、安定型5品目の中のガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類の埋立てを行っています。なお、笠原クリーンセンター最終処分場の概要を表3.33に示します。

表 3.33 笠原クリーンセンターの概要

名称	一般廃棄物最終処分場
所在地	多治見市笠原町4022-7
埋立処分地施設	安定型最終処分場 管理型最終処分場 浸出水処理施設
安定型最終処分場	
埋立面積	85, 535m ²
残余面積	40, 670. 9m ²
埋立容量	1, 451, 795m ³
残余容量	401, 352m ³ (残量は平成19年度末現在)
埋立物の種類	安定型5品目のうち、陶磁器くず、ガラスくず、コンクリートくず、がれき類
一般廃棄物管理型埋立処分地	
整備面積	103, 207m ²
埋立面積	6, 100m ²
埋立容量	30, 000m ³
埋立残量	22, 575m ³ (平成19年度末現在)
埋立方法	準好気性埋立、サンドイッチ方式
埋立期間	15年間(平成21年終了)
埋立物の種類	可燃ごみ、焼却灰、不燃ごみ、覆土
遮水方式	遮水シート(超軟質塩化ビニールシート)
建設年度	着工 平成5年8月10日 竣工 平成7年3月20日
設計・施工	設計 中央コンサルタンツ株式会社 施工 大日本土木株式会社
浸出水処理施設	
施設規模	日平均処理水量 25m ³ /日
設計・施工	設計 中央コンサルタンツ株式会社 施工 株式会社荏原製作所
総事業費	738, 098千円(管理型、浸出水共)

(3)最終処分実績

最終処分実績を表 3.34、表 3.35 に示します。

表 3.34 埋立実績(大畑センター及び愛岐処分場)

(単位:t)

区分/年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
大畑センター埋立量合計	7,074	7,140	6,625	6,839	4,059	4,284	2,128	1,706	1,395	1,078	863
収集埋立ごみ	6	5	25	6	4	7	0	0	0	0	0
事業系埋立ごみ	3,384	3,612	3,536	3,438	1,737	1,713	51	103	67	84	103
産業廃棄物	3,684	3,523	3,064	3,354	2,318	2,564	2,077	1,603	1,328	994	760
愛岐処分場	15,943	16,035	14,381	11,076	11,707	10,706	2,495	2,473	2,368	2,482	2,363
三の倉センター焼却灰	2,913	3,115	3,096	2,973	3,124	2,562	2,495	2,473	2,368	2,482	2,363
収集埋立ごみ	2,715	3,239	3,236	3,316	3,466	3,491	-	-	-	-	-
収集粗大ごみ	収集埋立ごみに含む						※1	※1	※1	※1	※1
大畑センター積替分	10,315	9,681	8,049	4,749	5,117	4,653	-	-	-	-	-
合計	23,017	23,175	21,006	17,915	15,766	14,990	4,623	4,179	3,763	3,560	3,226

※1:収集燃やすごみ、破砕ごみに含む

表 3.35 埋立実績(笠原クリーンセンター)

単位:t

年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
安定型埋立量合計	2,857	1,850	1,864	2,139	3,135	1,709	1,987	1,804	1,853	1,542	1,081	873
収集埋立ごみ	62	92	70	95	87	84	75	68	63	64	86	25
事業系埋立ごみ	112	49	159	360	130	282	247	353	69	271	156	90
産業廃棄物	2,683	1,709	1,635	1,684	2,918	1,343	1,665	1,383	1,721	1,207	839	758
管理型埋立量合計	572	557	350	665	365	453	461	460	563	698	376	482
焼却灰	270	276	97	333	309	368	327	356	375	345	259	336
不燃残渣	-	-	-	62	14	46	33	12	134	187	110	17
その他(し尿汚泥等)	279	274	253	0	6	32	101	92	54	166	7	20
覆土	0	23	7	0	270	36	7	0	0	0	0	109

(4)大畑センターにおける環境測定状況

大畑センターでは、周辺環境保全のため水質検査を定期的に行い監視に努めています。

なお、表 3.36 にダイオキシン調査結果を、表 3.37 に放流水検査結果を示します。

表 3.36 ダイオキシン調査

検査日	放流水 (pg-TEQ/L)	地下水(堰堤下) (pg-TEQ/L)
H12.10.24	0.089	-
H12.11.8	-	0.071
H13.9.21	0.0019	0.0025
H14.8.15	0.055	0.0220
H15.9.5	0.18	0.0200
H16.8.9	0.0027	0.0200
H17.8.15	0.022	0.1100
H18.8.16	0.052	0.0990
H19.8.28	0.094	0.0930

※放流水基準 10pg-TEQ/L、地下水 基準なし

表 3.37 放流水検査結果

検査項目/年度	13	14	15	16	17	18	19	環境基準	排水基準
pH	7.6	7.8	7.8	7.5	7.6	7.4	7.5	6.5-8.5	5.8-8.6
BOD mg/l	2.5	2.7	5.2	5.8	4.3	6.5	9.3	3	160
COD mg/l	4.8	3.2	4.4	3.8	3.6	3.2	3.8		160
SS mg/l	3.5	3.0	4.5	2.5	1.5	4.5	5.0	25	200
全窒素 mg/l	10.0	7.8	6.9	5.2	5.2	4.9	4.7		120
大腸菌群数 個/ml	85	110	68	7	4	74	54	5,000	3,000
n-ヘキサン抽出物質 mg/l	0.5未満		5(30)						
全リン mg/l	0.064	0.110	0.066	0.022	0.008	0.045	0.028		16
カドミウム mg/l	0.01未満	0.01	0.1						
シアン mg/l	0.1未満	不検出	1						
鉛 mg/l	0.01未満	0.01	0.1						
六価クロム mg/l	0.05未満	0.05	0.5						
ひ素 mg/l	0.01未満	0.01	0.1						
総水銀 mg/l	0.0005未満	—	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005	0.005
アルキル水銀 mg/l	N.D	0.0005未満	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB mg/l	0.0005未満	不検出	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	不検出	0.003
ジクロロメタン mg/l	0.02未満	0.02	0.2						
四塩化炭素 mg/l	0.002未満	0.002	0.02						
1,2-ジクロロエタン mg/l	0.004未満	0.004	0.04						
1,1-ジクロロエチレン mg/l	0.02未満	0.02	0.2						
シス-1,2-ジクロロエチレン mg/l	0.04未満	0.04	0.4						
1,1,1-トリクロロエタン mg/l	0.3未満	1	3						
1,1,2-トリクロロエタン mg/l	0.006未満	0.006	0.06						
トリクロロエチレン mg/l	0.03未満	0.03	0.3						
テトラクロロエチレン mg/l	0.01未満	0.01	0.1						
1,3-ジクロロプロペン mg/l	0.002未満	0.002	0.02						
チウラム mg/l	0.006未満	0.006	0.06						
シマジン mg/l	0.003未満	0.003	0.03						
チオベンカルブ mg/l	0.02未満	0.02	0.3						
ベンゼン mg/l	0.01未満	0.01	0.1						
セレン mg/l	0.01未満	0.01	0.1						
フッ素 mg/l	0.5	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.8	8
ほう素 mg/l	—	1.4	1.1	1.4	1	1.1	1.2	1	10
フェノール類 mg/l	0.1未満		5						
銅 mg/l	0.01未満	0.02	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満		3
亜鉛 mg/l	0.05	0.02	0.05	0.06	0.02	0.01	0.03		5
鉄(溶解性) mg/l	0.13	0.16	0.14	0.17	0.15	0.16	0.08		10
マンガン(溶解性) mg/l	0.39	0.43	0.24	0.16	0.34	0.20	0.46		10
全クロム mg/l	0.02未満		2						
有機リン mg/l	0.1未満								
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 mg/l	—	4.6	2.8	2.9	3.4	3.4	4.3	—	※

※1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg以下

(5)笠原クリーンセンターにおける環境測定状況

笠原クリーンセンターでは、周辺環境を十分に配慮するため、水質検査を定期的に行い監視に努めています。

なお、検査結果を表 3.38、表 3.39 に示します。

表 3.38 ダイオキシン調査結果

検査日	放流水 (pg-TEQ/L)	地下水 (pg-TEQ/L)
H17.10.20	0.0084	0.0710
H18.11.30	0.016	0.0053
H20.1.25	0.068	0.0023

※放流水基準 10pg-TEQ/L、地下水 基準なし

表 3.39 放流水調査結果
処理水の性状

検査項目/年度	17	18	19	環境基準	排水基準
pH	8.1	7.9	8.0	6.5-8.5	5.8-8.6
BOD mg/l	0.5未満	0.5未満	0.5未満	3	160
COD mg/l	3.2	5.4	5.2		160
SS mg/l	1未満	1.0	1未満	25	200
全窒素 mg/l	10.0	13.0	9.0		120
大腸菌群数 個/ml	0	160	120	5,000	3,000
n-ヘキサン抽出物質 mg/l	0.5未満	0.5未満	0.5未満		5(30)
全リン mg/l	0.003未満	0.009	0.017		16
カリウム mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01	0.1
シアン mg/l	0.1未満	0.1未満	0.1未満	不検出	1
鉛 mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01	0.1
六価クロム mg/l	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05	0.5
ひ素 mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01	0.1
総水銀 mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005	0.005
アルキル水銀 mg/l	N.D	N.D	N.D	不検出	不検出
PCB mg/l	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	不検出	0.003
ジクロロメタン mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02	0.2
四塩化炭素 mg/l	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002	0.02
1,2-ジクロロエタン mg/l	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004	0.04
1,1-ジクロロエチレン mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン mg/l	0.04未満	0.04未満	0.04未満	0.04	0.4
1,1,1-トリクロロエタン mg/l	0.3未満	0.3未満	0.3未満	1	3
1,1,2-トリクロロエタン mg/l	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006	0.06
トリクロロエチレン mg/l	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03	0.3
テトラクロロエチレン mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01	0.1
1,3-ジクロロプロペン mg/l	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002	0.02
チウラム mg/l	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006	0.06
シマジン mg/l	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003	0.03
チオベンカルプ mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02	0.3
ベンゼン mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01	0.1
セレン mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01	0.1
フッ素 mg/l	0.2	0.1	0.3	0.8	8
ほう素 mg/l	—	0.78	1	1	10
フェノール類 mg/l	0.1未満	0.1未満	0.1未満		5
銅 mg/l	0.01未満	0.01未満	0.01未満		3
亜鉛 mg/l	0.07	0.06	0.06		5
鉄(溶解性) mg/l	0.02未満	0.08	0.04		10
マンガン(溶解性) mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満		10
全クロム mg/l	0.02未満	0.02未満	0.02未満		2
有機リン mg/l	0.1未満	0.1未満	0.1未満		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 mg/l	7.6	12	8.4	—	※

※1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg以下

第7節 現況におけるごみ処理の課題

多治見市の廃棄物行政は、ごみ量の増加、ごみ質の多様化という一般的な事象に加え、最終処分を名古屋市愛岐処分場や民間産業廃棄物最終処分場に依存したことから、ごみ処理方法の抜本的な対策に迫られていました。これについては、ごみ焼却施設(三の倉センター)の老朽化等に伴い、新焼却場が平成15年4月から本格稼働していることから、熔融スラグ、メタルの資源化により最終処分量の減量が図られているとともに、新焼却場から発生する飛灰を処分する最終処分場建設についても、平成22年度運用開始に向け、建設が行われているところです。

これからも更なるごみの減量化、資源化をめざして、市民・事業者・行政の三者が一体となって、循環型社会の構築を視野に入れ、環境保全と結びついた廃棄物行政へと転換していく必要があります。

1.ごみ処理基本体系

家庭ごみの23分別収集や新焼却場での熔融炉の導入、堆肥化センターにおける生ごみ堆肥化モデル事業の実施等、ごみの減量と資源化に取り組んでいるところですが、循環型社会システム構想の最終目標である「脱焼却・脱埋立て」の実現に向け、市民・事業者・行政が一体となった取組を更に進めていく必要があります。

2.排出抑制・再資源化

排出抑制・再資源化対策として、家庭ごみの23分別収集及び古紙・古着等の資源集団回収への奨励金交付、生ごみのコンポスト容器・電気式生ごみ処理機購入補助、ボカシの販売斡旋等を実施しています。

今後、循環型社会システム構想の実現化に向けて家庭系の燃やすごみの約3割を占める生ごみの減量・再資源化(リサイクル)を推進することが不可欠であることから、平成18年1月には堆肥化センターを設置し、学校給食及び市民病院給食残渣の堆肥化を行うとともに、市民の協力を得て池田南地区(三の倉、諏訪、甘原)において家庭から排出される生ごみの収集・堆肥化モデル事業、姫町国京団地(平成18年度)と笠原梅平団地(平成20年度からの3年間)において業務用生ごみ処理装置を利用したモデル事業を実施しています。

一方、家庭系の燃やすごみに比較し、事業系の燃やすごみの増加率が著しい状況から、平成17年7月には、家庭ごみと合わせて処理手数料の値上げを実施したところですが、今後は、一般事業所のごみ減量化計画の策定指示、搬入制限を含む減量化への強い指導が必要になります。

特に、事業系の燃やすごみの約6割を生ごみが占めていることから、食品関連事業者に対しては、食品リサイクル法に基づいた生ごみの資源化を強く求めていきます。関連してスーパー、商店等との協調による買物袋持参運動・レジ袋削減等を推進していく必要があります。

この他、廃棄物処理情報の提供、再生商品普及の一層の促進等が必要になります。

3.収集・運搬

収集・運搬体制については、ごみ処理体系のみならず市全体の組織体系のなかで整合のとれた体制で対処していく必要があります。

また、資源の細分化にも考慮し、リサイクルサポーターの活用や独居老人等の排出困難者に対する収集(ふれあい収集)についても拡充していく必要があります。

4.中間処理

焼却場から発生するダイオキシン等の有害物質の監視、回収資源の拡大のための施設としてリサイクルプラザ等の施設の有効利用が挙げられます。

また、堆肥化センターは、学校給食センターや市民病院からの調理残さや残飯等の再資源化(リサイクル)を行い、堆肥化モデル地区では家庭から排出される生ごみ処理の検証を進めるなど、生ごみの再資源化(リサイクル)を促進していきます。

5.最終処分

従来、最終処分は、名古屋市愛岐処分場や民間産業廃棄物最終処分場に依存してきました。大畑センターは、その構造上、埋立可能な安定5品目(廃プラスチック・ゴムくず・ガラスくず・金属くず・工作物の除去に伴うコンクリート破片)を受け入れてきましたが、平成15年4月に新焼却場が本格稼動してからは、焼却熔融可能なものが増えたため、工作物の除去に伴うコンクリート破片、廃陶磁器等に限り受け入れています。

笠原クリーンセンターは、安定型処分場と管理型処分場を併設していますが、平成21年3月の焼却停止に伴い、安定型5品目の中のガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類のみの埋立てとなっています。

こうした状況のなかで、廃棄物処理の自己完結を目指すため、従来、名古屋市愛岐処分場に埋め立てていた、飛灰を埋立処分するための、クローズド・システムを採用した独自の最終処分場の建設を行っています。

今後、排出事業者に対する減量化指導、搬入制限の強化等の施策が必要になります。

6.啓発と具体的行動

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第4条第4項では、「国・都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。」としています。

本市においても、ごみの減量化、資源リサイクルの重要性認識のための広報活動を実施してきましたが、今後さらに一歩進めて、限りある自然・資源、環境と共生できる資源循環型・環境保全型の都市を構築していくという市民・事業者・行政の共通目標を確認し、実践する具体的行動が必要です。循環型社会システム構想の実現のため、次の基本的原則を設けています。

【具体的行動の基本原則】

(1)ごみ減量、再資源化(リサイクル)の優先順位(4R: Refuse、Reduce、Reuse、Recycle の推進)

- ①廃棄物をできるかぎり出さない。(Refuse、Reduce)
- ②同じ形状のまま再利用する。(Reuse)
- ③物質として再資源化し、再生品を優先利用する。(Material Recycle)
- ④エネルギーを回収して利用する。(Thermal Recycle)
- ⑤やむを得ず排出される廃棄物は適正に処理する。

(2)アプローチするステージ

- ①モノやサービスの生産・流通段階
- ②消費・利用段階
- ③回収・廃棄段階

(3)つくりあげ維持する手法

- ①市民・事業者・行政は、できるかぎり情報を共有する。
- ②自主的な取組の積み重ねとそのネットワークによって社会全体のシステムに高めていく。
- ③努力した者が報われる。
- ④品目ごとに年次目標を設定し、市民・事業者・行政が協力して常に点検と見直しを実施する。

これらを実現するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で行動することが必要になりますが、特に行政に求められる行動として、次のようなことが挙げられます。

- ・積極的な情報の開示・提供と交流の場の設定
- ・市民、事業者の自主的な行動に対する支援
- ・一事業者としての側面を持つ行政の自律的改善

さらに、行動するための推進力として、幼少期から高齢者まで幅広い層での環境教育が必要であり、その展開方法を検討していく必要があります。

第4章 ごみの処理主体

本市におけるごみの処理主体は、次のとおりです。

1.収集・運搬

家庭ごみ(可燃、破碎及び粗大)の収集・運搬は、多治見地区は直営とし、旧笠原地区は委託とします。また、資源(廃乾電池、廃蛍光管及び廃食用油を含みます。)の収集・運搬は、多治見市全域で委託します。

2.中間処理

中間処理施設の運営・管理については、原則として直営とします。なお、三の倉センターの施設管理及び堆肥化センターについては委託しています。

3.最終処分

現在の最終処分場の運営・管理については、大畑センター及び笠原クリーンセンターと一体的に管理します。

また、周辺環境への重大な影響が懸念されているため、搬入ごみの検査や環境調査等の継続的实施、また、市民による監視体制も考慮していきます。

- * 産業廃棄物については、一般廃棄物の処理に支障をきたさない範囲で処理を行うものとします。

第5章 ごみ処理基本計画

循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)の改正法、容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)、資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律)、建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)、食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)、家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)、自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)が整備され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成していくための方向性と枠組みが示されました。

本市はこれら法に基づいたごみ処理を推進するとともに、ごみの排出・収集・運搬・中間処理・最終処分という従来のごみ処理を商品の生産・流通段階から見直し、「脱焼却」「脱埋立て」を目指す循環型社会システム構想を実現するために、排出抑制を基本原則として資源化率を最大化するとともに、最終処分量を最小化し、かつ適正な処分により環境に優しい暮らしを実現できるよう努めるものとします。

第1節 排出抑制・再資源化計画

1.ごみの排出抑制・再資源化に関する目標

ごみを生まない生活様式の確立に向けて、4R(Refuse、Reduce、Reuse、Recycle)の推進やグリーン購入等具体的な行動様式を提案するとともに、「もったいない」意識を持ち、市民自らが考え、行動する方策を進めます。一方、ごみの発生後の方策として、市民・事業者及び行政が、それぞれの排出源で抑制策を講ずるとともに、ごみの減量化及び再資源化のための施設整備を行い、最終処分量の最小化に努め、「ごみゼロ」を目指します。

特に、排出源での排出抑制に向けて、市民及び事業者に対し、ごみ処理の現状を知らせ、考え、行動してもらうために、具体的なごみ減量の目標と方策を示していきます。ごみの適正処理と資源化についての体系を図5.1に示します。

なお、目標数値等については循環型社会システム構想における目標値を基本としつつ、具体的な実施計画を定めていきます。現在は、A段階の目標を達成できなかった状況で総括を終え、B段階の目標達成に向けた取組に着手していますが、その実現には課題が山積しており、早急に対策や目標設定の見直しが必要となっています。

2. 排出抑制・再資源化の方法及び資源化量

環境は市民自ら守るものとの立場により、市民が自主的にごみを減らす生活様式を確立するよう努める必要があります。具体的には、従前から行っている排出抑制・資源化施策に加え、4R (Refuse、Reduce、Reuse、Recycle)の一層の推進に努めます。

また、循環型社会システム構想の実現に向けてごみの減量化に「努力した人が報われる」ことが実感できる処理料金体系とするため、逐次検証を行うものとします。

資源化施設としては、新焼却場にリサイクルプラザを併設していますが、大畑センター及び笠原クリーンセンターは、資源物の持込みセンターとしての位置付けで機能させます。

なお、資源集団回収奨励金制度や生ごみ処理容器補助制度については、引き続き支援していきます。将来の資源集団回収量及び資源化量の予測値を表 5.1 に示します。

表 5.1 総排出抑制・資源化量等の予測

年 度		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
人口予測(人)		105,877	105,978	106,045	117,398	114,263	113,958	113,593	113,172	112,704	112,204
資源化 量 t/日	集団回収	12.5	12.5	12.5	13.2	13.2	13.1	13.2	13.2	13.1	13.0
	収集資源 (ビン類)	3.2	3.2	3.2	3.4	3.4	3.4	3.5	3.4	3.4	3.4
	(金属類)	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.3
	(紙布類)	6.3	6.6	6.6	7.1	7.1	7.0	6.9	6.9	7.0	6.9
	(プラスチック類)	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
	プラザ回収金属類	4.7	4.7	4.7	5.0	5.0	4.9	4.9	5.0	4.9	4.9
	プラザ回収産廃金属類	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	資源化量合計	29.1	29.5	29.5	31.3	31.3	31.0	31.1	31.1	31.1	30.8

※人口予測:平成 18 年度以降は新多治見市(平成 15 年 3 月「多治見市高齢化に伴う需要予測調査」による推計人口)

(1) 排出抑制・再資源化の具体的方法

- ① 家庭ごみの 23 分別収集の更なる推進
- ② ごみ減量協力店の拡充
- ③ 買い物袋の持参運動・レジ袋削減の推進
- ④ フリーマーケットの利用促進
- ⑤ エコ商品の購入促進
- ⑥ おとどけセミナー等による啓発活動の実施
- ⑦ 環境イベントの開催
- ⑧ 資源化施設・再生施設・保管施設等の施設整備
- ⑨ 再資源化(リサイクル)ルートの開拓
- ⑩ 堆肥化やバイオマス等の生ごみの資源化方法の調査研究
- ⑪ 地域単位、事業者単位による生ごみの堆肥化等の取組を誘導支援
- ⑫ 再資源化(リサイクル)技術の開発支援(地場産業である陶磁器のくずや生ごみ、スラグ等を再資源化(リサイクル)するための支援)

⑬事業所のごみ減量化計画の策定指導

⑭ごみ処理料金体系の定期的な見直し(ごみの減量化と市民負担の公平性の確保)

第2節 収集・運搬計画

1. 収集・運搬に関する目標

身近な環境保全と市民生活を維持するため、排出抑制されてもなお生ずるごみを適正処理するため、全域を収集対象区域として排出品目に応じた収集を実施します。

計画目標 { 収集サービスの向上(収集回数の適正化、ふれあい収集の拡充)
収集運搬の効率化(ごみステーションの整理、収集車両の整備)

2. 収集区域と人口

収集対象区域は、本市の行政区域全域とします。

計画収集人口については、次のとおりです。

平成 15 年度(基準年) 105, 877 人 (旧多治見市)

平成 20 年度 117, 508 人

平成 24 年度 112, 204 人

※平成 20 年度、24 年度は、合併後人口。

3. 収集・運搬方法及び量

(1) 排出の方法

①ごみの区分と排出方法

ごみの区分は、ごみの適正処理と資源化を目的として区分することが重要で、ごみ処理基本体系に大きく影響を与える要素です。

平成 15 年 4 月からは、新焼却場とリサイクルプラザが稼動することで、「埋立てごみ」という区分がなくなり、従来、「埋立てごみ」としていたビニール・プラスチック類、ゴム類等は「燃やすごみ」として収集しています。

また、家電製品(家電リサイクル法で定める品目を除きます。)等、金属とその他の素材の複合物は、「破碎ごみ」という区分になり、破碎・磁選施設の導入により、分解する手間がなくなりました。

排出方法は、燃やすごみと破碎ごみは市指定のごみ袋を用い、資源は地域で決められたリサイクルステーションの回収容器に分別して排出し、粗大ごみは、粗大ごみシールの貼付が必要です。

なお、生ごみの資源化については、平成 18 年1月から堆肥化センターの運用を開始し、市民の協力を得て堆肥化モデル事業を実施しています。それらの状況をみつつ、本市のごみ処理の状況に応じて、排出方法を検討します。

平成 15 年4月に新焼却場が稼動してからの資源の分別区分の変更を図 5. 2 に、ごみの分別と収集回数を表 5.3 に、分別区分と排出方法を表 5.4 に示します。

表 5.2 平成 15 年度からの資源の分別区分の変更点

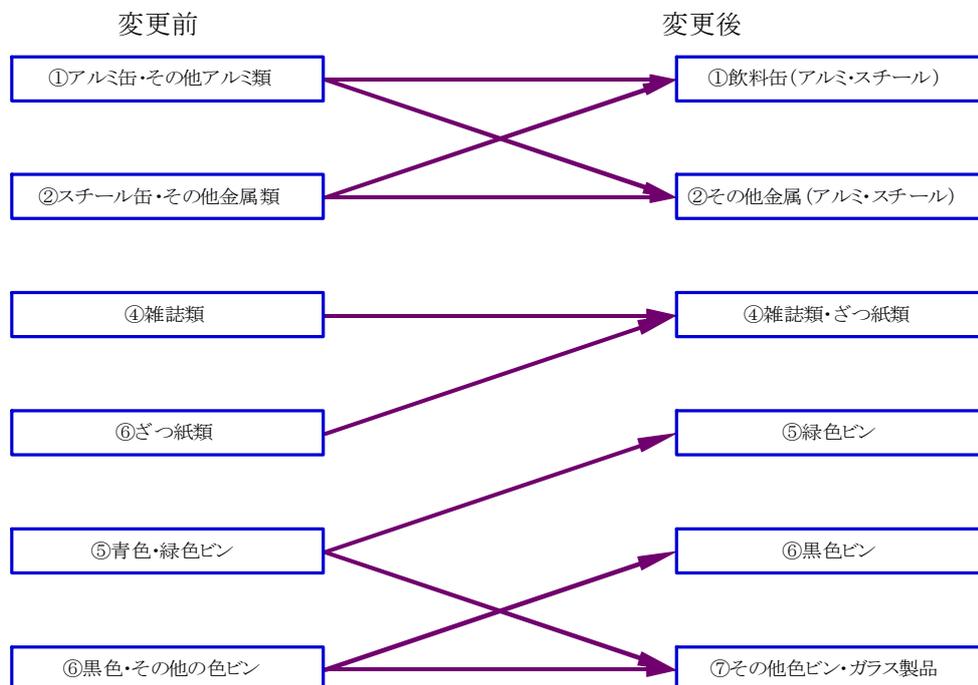


表 5.3 ごみの分別と収集回数

区分	内容	収集回数
燃やすごみ	資源化できない紙類、資源化できない布類、生ごみ、木切れ、草木、紙おむつ、ビニール類、プラスチック類、ゴム類など	週2回
破碎ごみ	電化製品(テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫を除く)などの金属との複合物	月1回
資源	金属類、紙類、布類、ビン類、ペットボトル、白色発砲トレイ、色柄発砲トレイ・発砲スチロール	月1回
有害ごみ 廃食用油	乾電池、水銀体温計、蛍光管	3ヶ月に1回
粗大ごみ	可燃: 木製家具類、寝具類 破碎: 大型電化製品(テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫を除く)、金属を含む大型家具類など	素材により「燃やすごみ」か「破碎ごみ」のいずれかに排出

表 5.4 平成 18 年度からの分別区分と排出方法

排出区分		収集回数	排出方法	収集車両	搬入先
カン・金属類	飲料缶(アルミ・スチール)※1ℓまで	月1回	リサイクルステーションへ排出	委託による	三の倉センター
	その他金属(アルミ・スチール)※1ℓ超の飲料缶含む。				大畑センター
紙類	新聞紙・折込チラシ	月1回	リサイクルステーションへ排出	委託による	民間ストックヤード
	雑誌類・ざつ紙類				
	段ボール				
	飲料用紙パック				
布類	布・古着類	月1回	リサイクルステーションへ排出	委託による	民間ストックヤード
ビン類	ビールビン	月1回	リサイクルステーションへ排出	委託による	三の倉センター
	一升ビン				
	無色ビン	月1回	リサイクルステーションへ排出	委託による	三の倉センター
	茶色ビン				
	緑色ビン				
	黒色ビン				
その他色ビン・ガラス製品(化粧ビン含む。板ガラスを除く。)					
ペット・発泡類	ペットボトル	月1回	リサイクルステーションへ排出	委託による	三の倉センター
	白色発泡トレイ				大畑センター
	色・柄発泡トレイ、発泡スチロール				
廃食用油	廃食用油	3か月に1回	リサイクルステーションへ排出	委託による	堆肥化センター
有害ごみ	乾電池・水銀体温計	3か月に1回	リサイクルステーションへ排出	委託による	三の倉センター
	蛍光管				
燃やすごみ		週2回	指定ごみ袋を使用し、ステーションへ排出	パッカー車	三の倉センター
破碎ごみ		月1回	指定ごみ袋を使用し、ステーションへ排出	パッカー車	三の倉センター
粗大ごみ		品目により燃やすごみ、破碎ごみのいずれかに排出	粗大ごみシールを貼って、ステーション又はリサイクルステーションへ排出	パッカー車	三の倉センター

②排出時間

ごみの排出時間は、収集当日の午前 8 時 30 分までとします。

③住民への周知・指導

ごみの排出方法については、収集カレンダー及び冊子、チラシ、広報(「広報たじみ」「FM たじみ・ピピ」)等を利用して、住民への周知と理解、協力を求めるとともに、必要・要望に応じて住民説明会・出前講座等を開催します。なお、平成 15 年 4 月からの分別区分の変更及び平成 17 年 7 月からのごみ処理手数料の改定、平成 18 年 7 月からの笠原地区での 23 分別収集実施については、地域説明会等を開催し、PR に努めました。

(2)収集・運搬の方法

①収集・運搬方式

・燃やすごみ

パッカー車(機械式収集運搬車)による収集・運搬方式とします。

・破碎ごみ

パッカー車(機械式収集運搬車)による収集・運搬方式とします。

・資源

パッカー車(機械式)及び低床トラック(手積式収集運搬車)による収集・運搬方式を原則とします。なお、委託業者の運用により変更はあり得ます。

・粗大ごみ、有害ごみ

パッカー車(機械式)及び低床トラック(手積式収集運搬車)による運搬方式とします。

②収集方式

ごみステーション、リサイクルステーション回収方式とします。

なお、収集効率の観点から、通常のごみステーションの整理統合を検討する必要があります。

③収集回数

収集回数を表 5.3 に示します。

④収集・運搬時間帯

収集・運搬の時間帯は、8:30～17:00 とします。

(3)収集・運搬対象ごみ量

収集・運搬対象ごみ量の将来予測量を表 5.5 に示します。

表 5.5 将来の収集・運搬対象ごみ

年度		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
人口予測(人)		105,877	105,978	106,045	117,398	114,263	113,958	113,593	113,172	112,704	112,204	
発生量 t/日	可燃											
	小計	76.6	76.7	77.1	82.0	82.0	81.5	82.3	82.3	82.1	82.0	
	収集燃やすごみ	50.2	49.9	50.0	53.0	53.0	52.3	52.7	52.5	52.2	52.0	
	うち廃プラ	2.7	2.6	2.6	2.9	2.9	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	
	事業系燃やすごみ	26.4	26.8	27.1	29.0	29.0	29.2	29.6	29.8	29.9	30.0	
	うち廃プラ	2.1	2.1	2.1	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	
	資源											
	小計	23.7	24.1	24.1	25.7	25.7	25.2	25.4	25.3	25.5	25.3	
	収集資源	11.2	11.6	11.6	12.4	12.4	12.2	12.2	12.2	12.4	12.3	
	集団回収	12.5	12.5	12.5	13.3	13.3	13.0	13.2	13.1	13.1	13.0	
	破碎											
	小計	24.9	14.4	14.4	15.3	15.3	15.0	15.1	15.1	15.0	14.9	
	収集破碎ごみ	7.2	7.3	7.3	7.7	7.7	7.6	7.6	7.7	7.6	7.5	
事業系破碎ごみ	6.9	6.9	6.9	7.3	7.3	7.2	7.2	7.2	7.2	7.1		
粗大ごみ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2		
産業廃棄物	10.6	10.6	10.6	11.2	11.2	11.1	11.1	11.1	11.1	10.6	11.0	
有害ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
総合計	125.2	125.8	126.2	134.2	134.2	132.8	133.9	133.8	133.2	133.2		

※人口予測:平成 18 年度以降は新多治見市(平成 15 年 3 月「多治見市高齢化に伴う需要予測調査」による推計人口)

第3節 中間処理

1. 中間処理に関する目標

循環型社会システム構想に沿って、生ごみの資源化対策を実施し、一層の減量化、資源化を促進します。

2. 中間処理の方法

燃やすごみは平成15年4月から稼動した新焼却施設で焼却熔融処理しています。新焼却場は資源化効果の大きい焼却熔融処理を行い、1800度の高温で熔融するため、ダイオキシン等の有害物質を大幅に減らすことができます。(ダイオキシンは、法定基準0.1ナノグラムを大幅に下回る0.05ナノグラム以下に、硫黄酸化物や窒素酸化物も50ppm以下におさえることができます。※ナノグラムは10億分の1グラム)

なお、下水道汚泥・し尿汚泥については、新焼却施設で焼却熔融処理します。

また、市内小中学校及び市民病院の給食から排出される残菜・残飯について、平成18年1月から稼動を開始した堆肥化センターでの堆肥化を進めています。

破碎ごみは、新焼却場に併設するリサイクルプラザで破碎選別し、金属類を回収後、残渣を焼却熔融処理します。

資源のうち飲料缶(スチール・アルミ)は、選別後圧縮し、その他金属は破碎後選別します。ペットボトル等のプラスチック類、ビン類は、リサイクルプラザで選別、減容・圧縮処理を行い、最終処分を除いた一体的な処理を推進しています。

なお、大畑センター及び笠原クリーンセンターは、市民・事業者の資源物持込みセンターとしての機能を維持します。

また、資源のうち収集古紙・古着は原則として、回収資源化業者へ直接搬入しますが、必要に応じて施設での一時保管・選別も進めます。

廃食用油は、平成18年1月からは堆肥化センターでエステル化してBDFにして、ごみ収集車(一部)の燃料として再利用しています。

粗大ごみは、再生利用価値の高いものはリサイクルプラザで簡易修繕後再利用を図り、それ以外は、破碎処理後金属を回収します。

有害ごみ(廃蛍光管、廃乾電池及び水銀体温計)は、一時保管後専門業者に処分を委託し適正に処理します。

3. 中間処理対象ごみ及び量

(1) 中間処理対象ごみを次のように設定します。

【焼却処理】

・「燃やすごみ」

・リサイクルプラザからの「破碎残渣」

・「し尿汚泥」

・「下水道汚泥」

【破碎・選別処理】

・「破碎ごみ」

・「粗大ごみ」

・「金属類」

【選別・減容・圧縮処理】

・「ビン類」

・「プラスチック類」

・「蛍光管」

※収集した「古紙・古着類」は民間業者のストックヤードへ直接搬入

【堆肥化处理】

・「生ごみ(一部)」

【BDF製造】

・「廃食用油」

(2) 将来の中間処理対象ごみ量

中間処理対象ごみ量の予測(焼却量)を表 5.6 に、中間処理対象ごみ量の予測(資源化量)を表 5.7 に示します

表 5.6 中間処理対象ごみ量の予測(焼却量)

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
人口予測(人)	105,877	105,978	106,045	117,398	114,263	113,958	113,593	113,172	112,704	112,204	
焼却量 (t/日)	焼却対象ごみ	76.6	76.7	77.1	82.0	82.5	81.5	82.3	82.3	82.1	82.0
	破碎ごみ残渣	9.6	9.7	9.7	10.2	10.3	10.1	10.2	10.1	10.1	10.1
	し尿・下水汚泥	24.4	25.0	26.1	29.0	30.5	31.3	32.2	34.8	35.2	35.7
	産廃破碎残渣	2.6	2.6	2.6	2.8	2.8	2.7	2.7	2.7	2.7	2.7
	焼却ごみ量計	113.2	114.0	115.5	124.0	126.1	125.6	127.4	129.9	130.1	130.5

※人口予測:平成 18 年度以降は新多治見市(平成 15 年 3 月「多治見市高齢化に伴う需要予測調査」による推計人口)

表 5.7 中間処理対象ごみ量の予測(資源化量)

年度		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
人口予測(人)		105,877	105,978	106,045	117,398	114,263	113,958	113,593	113,172	112,704	112,204
資源化量 (t/日)	集団回収	12.5	12.5	12.5	13.3	13.2	13.0	13.2	13.1	13.1	13.0
	収集資源(ビン類)	3.2	3.2	3.2	3.4	3.4	3.3	3.5	3.4	3.4	3.4
	(金属類)	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.3
	(紙・布類)	6.3	6.6	6.6	7.1	7.1	7.0	6.9	6.9	7.0	6.9
	(プラスチック類)	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
	プラザ回収(金属類)	4.7	4.7	4.7	5.0	5.0	4.9	4.9	5.0	4.9	4.9
	プラザ回収(産廃金属類)	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	資源化量合計	29.1	29.5	29.5	29.6	29.6	29.6	29.7	29.8	29.9	29.9

※人口予測:平成 18 年度以降は新多治見市(平成 15 年 3 月「多治見市高齢化に伴う需要予測調査」による推計人口)

4. 運転管理計画

(1) 施設の管理

ごみ処理施設の全般的管理は、本市が自ら行うこととします。なお、新焼却施設の運転等については、一部委託化しています。

(2) 施設の運転計画

施設の運転計画は、ごみ発生量の経年的増加及び季節変動、施設の定期修繕等に十分対応できるよう、運転計画を検討します。なお、新施設規模の算定に当たり、あらかじめ「循環型社会システム構想」に沿った減量化を見込んでいることから、運転計画は常に「循環型社会システム構想」と整合性をもったものにします。

(3) 維持管理計画

施設の維持管理については、基本的に「廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」の各事項に準じて行うものとします。また、新焼却施設は焼却・リサイクルプラザとも高度な機械設備となっていることから、トラブル防止等、常に研修等により安全かつ経済的な管理技術の向上を図るとともに、操業については、専門業者に委託します。

(4) 情報の公開

周辺住民はじめ、市民から信頼の得られる施設としていくため、運転状況、維持管理状況(搬入ごみ量・質、検査データ等)について適切に情報を公開します。

5. 焼却処理に伴うエネルギー回収・利用方法

焼却処理に伴い発生する熱を利用し、新焼却施設では場内給湯のほか発電を行います。発電した電力は焼却施設・リサイクルプラザの動力源・場内冷暖房用を使用し、さらに余った電力は売電します。

6.焼却により発生する溶融スラグ、メタルの資源化方法

(1)溶融スラグの資源化

発生した溶融スラグは、道路の路盤材やコンクリートの二次製品等の建設資材として再利用し、資源化に努めます。また、市の行う工事等で積極的に利用するとともに、資源化ルートの開拓にも力を注ぎます。

(2)メタルの資源化

発生したメタルは、資源として金属回収業者に売却します。

7.23 分別により収集された資源の処理

家庭から 23 分別により収集された資源について、金属類、ビン類、ペットボトル・発泡トレイ類、紙類、布類及び蛍光灯・乾電池類は品目ごとに有効な方法で、再生利用を行うため回収業者へ引き渡します。廃食用油は、堆肥化センターで処理しBDFを製造します。

第 4 節 最終処分計画

1.最終処分に関する目標

新焼却場稼働後、大畑センターは安定型処分場という性格から陶磁器くず、工作物除去に伴うコンクリート破片を、笠原クリーンセンターは安定型処分場と管理型処分場を併設していますが、平成 21 年 3 月の焼却停止に伴い、安定型 5 品目の中のガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類を埋め立てています。新焼却場の飛灰の適正処分を行うため、平成 22 年度稼働を目標として最終処分場の建設を行っています。

また、新焼却場稼働後、飛灰(キレート処理、セメント固化後のもの)は、最終処分していますが、市民・事業者・行政が一体となり、さらなる排出抑制や減量・資源化を図るとともに、溶融スラグの全量資源化の維持、最終処分量の最小化を最大の努力目標としていきます。

なお、市内事業所から発生する産業廃棄物については、零細事業所で発生し、三の倉センター、大畑センター及び笠原クリーンセンターで処理できるものを除き、事業者の自己責任で処理されるよう制度の徹底と指導の強化に努めます。

2.最終処分の方法

新焼却場稼働後、飛灰はキレート処理しコンクリート固化したものを埋立処分します。飛灰については、長期にわたって適正に処分していくため、平成 22 年度稼働を目標としてクローズド・システムを採用した最終処分場の建設を行っています。

大畑センターでは、陶磁器くずとコンクリート破片の埋立処分を、笠原クリーンセンターは、安定

型5品目の中のガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類の埋立処分を行います。

(1)埋立処分量

埋立処分量の予測結果を表 5.9 に示します。

表 5.9 埋立処分量の予測

年 度		15	16	17	18	19	20	21	22	23	
人口予測(人)		105,877	105,978	106,045	117,398	114,263	113,958	113,593	113,172	112,704	
最終 処理量 (t/日)	埋 立 処 分	焼却灰	-	-	-	-	-	-	-	-	
		埋立対象ごみ	-	-	-	-	-	-	-	-	
		飛灰	5.8	5.8	5.9	6.4	6.5	6.4	6.5	6.7	6.6
		産業廃棄物	7.3	7.3	7.3	7.7	7.7	7.6	7.6	7.6	7.6
		埋立処分ごみ量計	13.1	13.1	13.2	14.1	14.2	14.0	14.1	14.3	14.2
		年間埋立量(t)	4782.0	4782.0	4818.0	5146.3	5184.5	5101.3	5159.6	5216.0	5196.0
	資 源 化	溶融スラグ	14.0	14.1	14.3	15.4	15.6	15.5	15.8	16.2	16.1
		メタル	4.0	4.0	4.0	4.3	4.5	4.4	4.5	4.6	4.6
		資源化処理量計	18.0	18.1	18.3	19.7	20.0	19.9	20.0	20.1	20.7
		年間資源化処理量(t)	6570.0	6607.0	6680.0	7196.3	7312.9	7271.8	7413.8	7576.4	7547.3

※人口予測:平成 18 年度以降は新多治見市(平成 15 年 3 月「多治見市高齢化に伴う需要予測調査」による推計人口)

3.最終処分場整備計画と長期構想

(1)整備計画

新処分場の建設については、愛岐処分場の残容量、平成 15 年度に稼動した新焼却場の能力等も考慮した設計となっています。

平成 16 年度に建設予定地を決定、平成 17 年度に地元との建設合意に至り、測量及び地質調査を実施し基本計画を策定しました。また、平成 17・18 年度にかけて生活環境影響調査及び実施設計等を行い、平成 19 年度から 21 年度に建設、平成 22 年度の運用開始に向けて取り組んでいます。

具体的な施設容量は、15 年間程度の埋立てごみ(飛灰)発生量を基に積算し、3 万 5 千 m³程度と見込んでいます。

また、「クローズド・システム」採用の根拠は、安全性が格段に高い、生活環境への影響が決定的に低い、維持費が安い、跡地利用の選択肢が広い等が挙げられます。

新処分場完成後の実際の埋立時には循環型社会システム構想の着実な推進を図り、一層の資源化と施設の延命を図ることとします。

なお、施設については「一般廃棄物の最終処分場にかかる技術上の基準を定める命令」を遵守するとともに、十分な環境保全対策と住民による監視体制を含めた適切な維持管理を行う施設とします。

4.跡地利用計画

大畑センター最終処分場の埋立終了後は、最終覆土を実施します。大畑センターの一部は都市計画施設・墓地公園内に位置していることから、跡地利用は制約を受けますが、「循環型社会システム構想」実現のための諸施設や、周辺状況及び住民の要望を考慮し、今後具体的な跡地利用計画について検討していきます。

笠原クリーンセンター内最終処分場の埋立終了後は、最終覆土を実施します。跡地利用については、周辺状況及び住民の要望を考慮していくこととなりますが、市民の憩いの場となるような公園整備を想定しています。

なお、新処分場における跡地利用についても立地・周辺状況を加味しつつ、住民要望を考慮して検討します。

第5節 啓発・環境教育

1.啓発

(1)啓発の目的

排出されたごみを収集・処理・処分するだけでは廃棄物問題は解決しません。今後、循環型社会の構築に向けて、4R(Refuse、Reduce、Reuse、Recycle)の推進に視点を据えて、市民・事業者・行政が一体となって行動するような啓発活動を行っていきます。

(2)啓発の方法

分別排出の重要性、ごみの減量及び資源の有効利用について、次に示すような方法等により啓発を行います。

①メディアを用いた方策

- ・広報に廃棄物処理の特集を掲載します。
- ・コミュニティーFMでごみに関する番組を定期的に放送します。
- ・ホームページにてごみの減量・再資源化(リサイクル)について啓発します。

②環境イベント等の開催

- ・環境イベント等を開催し、ごみ減量・再資源化(リサイクル)の重要性について啓発します。

③ごみ減量協力店の拡大

- ・再生品の販売や簡易包装の推進等、ごみ減量・再資源化(リサイクル)に取り組んでいる市内のスーパー、商店等をごみ減量協力店として認定し、再生品の利用拡大及び簡易包装、レジ袋削減等の拡大を図ります。

④グリーン購入の推進

- ・環境への負荷が少ない製品やサービスの優先的購入を進めます。

⑤おとどけセミナー等の実施

- ・おとどけセミナーやごみ処理施設の見学会の実施等により、市民、事業者に対して、ごみの減量及び資源の有効利用、ごみ処理施設の現状と課題、処理経費の縮減対策等の情報を提供します。

⑥ごみ処理手数料の見直し

- ・ごみの減量化と市民負担の公平性を図るために、指定ごみ袋の料金、焼却場・処分場の持込み料金を社会状況等に応じて見直します。

⑦リサイクルプラザの活用

- ・平成 15 年度に運用を開始したリサイクルプラザを活用し、ごみ・再資源化(リサイクル)情報の提供とともに、市民自らによる簡易修繕、再生品・不用品等の展示及び交換の場を提供し、紙すき等のリサイクルの実践を体験できる場を設けます。

⑧大規模事業所に対する指導

- ・ごみ減量計画の作成等、大規模事業所に対する指導強化を進めます。特に、食品関連事業者に対しては、食品リサイクル法に基づいた生ごみの資源化を強く求めています。

- ⑨このほか、「循環型社会システム構想」実施計画に合わせ、エコクッキング教室、資源化推進優良事業者認定制度、住民主体の厨芥堆肥化モデル事業、エコ商店街モデル事業、オフィス町内会モデル事業、リサイクルマップの作成、環境論文の提案制度等の事業展開を図ります。

2.環境教育

(1)環境教育の目的

幼児から社会人までの各段階において、より身近な本市のごみ減量・資源化対策と環境教育を実施することにより、本市の廃棄物行政についての正しい理解と日常生活のなかでの「もったいない」意識の育成と実践、定着化を図ります。

(2)環境教育の方法

①幼稚園、保育園における環境教育

身近なごみの減量化の紹介等を通じ、幼児期からごみ減量・再資源化(リサイクル)意識の定

着化を図ります。

②学校教育における環境教育

4Rの実践、家庭ごみの23分別収集の取組、資源集団回収の取組、施設見学等の体験学習、外部講師による運営授業、生ごみ処理の実施等環境モデル校の活動強化を図ります。

(3)家族ぐるみ、地域ぐるみの環境教育

4Rの実践、ごみ減量・再資源化(リサイクル)意識の定着化、処分場見学等の体験学習、地域生ごみ堆肥化事業と堆肥利用の花壇・野菜づくり、リサイクルプラザでの紙すき等の再資源化(リサイクル)の実践等を行います。

(4)総合環境学習の展開

体験型の学習を中心に、個別の施策だけでなく、市全体的な施策として環境教育を有機的に結びつける取組を進めます。

第6節 国・県に対する要望

国際化の進展と社会経済の伸張により、廃棄物の適正処理は一自治体、一つの地域の力では解決できない要因が多く含まれています。特に、再資源化(リサイクル)活動の取組の拡大に伴い、回収資源の値下がりや逆有償問題の発生等、個別の施策による矛盾が顕在化してきています。

また、温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊等、地球規模の環境破壊の進行が危惧されており、恵まれた自然環境を次世代へ引き継いでいくための、有効かつ早急な方策の実施が必要となっています。

これらのことから、拡大生産者責任の一層の定着を図るため、国・県等に対して指導的役割を担うことを期待します。